原子力規制委員会行政文書管理要領の一部改正について(令和2年3月31日原規総発第2003311号)の一部訂正に関する正誤

## 正 (赤字が訂正箇所)

別表 原子力規制委員会行政文書管理要領 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後						改 正 前					
別表第3 (原子力規制法令)						別表第3 (原子力規制法令)					
(1)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法						(1)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法					
律第166号)関係					律第166号)関係						
事項番号	工资建坐	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会へ の報告の 要否
127	(略)	(略)	(略)		(略)	<u>183</u>	(略)	(略)	(略)		(略)
<u>133</u>	(略)	(略)	(略)		(略)	<u>189</u>	(略)	(略)	(略)		(略)
148	保障措置室	原子炉等規制法第68条第1項の規定による立入検査(国際原子力機関(以下「IAEA」という。)からの通告に基づくものに限る。)に関すること。	主管課		否	203	保障措置室	原子炉等規制法第68条第1項の規定による立入検査 (IAEA の通告に基づくものに限る。)に関すること。			否
199	全規制管理 官に係るも	試験炉規則第3条の8第4項 第1号又は第2号の規定によ る定期事業者検査の時期変更 の承認に関すること。	<u>長官</u>		<u>要</u>	(新 設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

## 誤 (赤字が訂正箇所)

別表 原子力規制委員会行政文書管理要領 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 後						改 正 前					
別表第3 (原子力規制法令)						別表第3 (原子力規制法令)					
   (1)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法						(1)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法					
<b>律第</b> 166号)関係					律第166号)関係						
事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否	事項番号	主管課等	専決事項	専決者	合議者	委員会への報告の要否
127	保障措置室	原子炉等規制法第61条の8の2第1項の規定による保障措置検査(国際原子力機関(以下「IAEA」という。)からの通告に基づくものに限る。)に関すること。	主管課		否	183	保障措置室	原子炉等規制法第61条の8の2第1項の規定による保障措置検査( <u>IAEA</u> からの通告に基づくものに限る。)に関すること。	主管課		否
133	保障措置室	原子炉等規制法第61条の2 3の7第1項の規定による実施指示書の交付( <u>IAEA</u> の 通告に基づくものに限る。)及 び職員の指定に関すること。	主管課等の長		否	189	保障措置室	原子炉等規制法第61条の2 3の7第1項の規定による実施指示書の交付( <u>IAEA</u> の通告 に基づくものに限る。)及び職員の指定に関すること。	主管課等の長		否
148	保障措置室	原子炉等規制法第68条第1 項の規定による立入検査( <u>I</u> <u>AEAから</u> の通告に基づくも のに限る。)に関すること。			否	203	保障措置室	原子炉等規制法第68条第1項の規定による立入検査 (IAEA の通告に基づくものに限る。)に関すること。			否
199	官に係るも	試験炉規則第3条の8第4項 第1号又は第2号の規定によ る定期事業者検査の時期変更 の承認に関すること。	<u>原 子 刀</u> 粗 制 部		<u>要</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)